

神奈川県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定書

神奈川県（以下「県」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「高速道路会社」という。）は、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県と高速道路会社が連携して、双方の資源を有効に活用し、神奈川県内における災害時の相互協力、観光振興、県産品の消費拡大等を通じて地域社会の発展を図るとともに、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおける質の高いサービスの提供等を通じて利用者の利便の向上、利用の拡大を図ることを目的とする。

（共同実施）

第2条 県と高速道路会社は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、共同で実施することが有効な案件について連携して取り組みを進める。

2 県と高速道路会社は、前項により取り組みを進めることで合意をした案件について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 共同で実施した前項の案件について、県と高速道路会社は、その成果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この有効期間にかかわらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに県又は高速道路会社のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に3年間有効とし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、県と高速道路会社が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月18日

神奈川県知事

黒、名、祐、治

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長

廣、瀬、博